

諮問実施機関：滋賀県知事（医療福祉推進課）

諮問日：平成29年10月30日（諮問第40号）

答申日：平成30年2月28日（答申第27号）

事件名：「審査請求人から〇〇市に提出された〇〇の写し」の利用不停止決定に対する審査請求

答 申

第1 審議会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）が、審査請求人から〇〇市に提出された〇〇の写しに係る保有個人情報を、利用不停止とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 利用停止請求

審査請求人は、平成28年3月24日付けで、滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号。以下「条例」という。）第37条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成27年〇月〇日付けの〇〇市長の弁明書に添付された、平成27年〇月〇日に審査請求人が申請した〇〇（〇〇）の写し（以下「申請書の写し」という。）に係る保有個人情報について利用停止の請求（以下「本件利用停止請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、申請書の写しは、法令等に基づいて取得したものおよび他の地方公共団体等から取得する場合であって事務の執行上やむを得ないと認められるものであることを理由に、条例第6条第1項第2号および第6号に該当するとして、条例第39条第2項の規定により利用不停止決定を行った。

3 審査請求

審査請求人は、平成28年5月16日付けで当該利用不停止決定を不服として実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、審査請求を行った。

4 審査請求に対する審議会の答申および実施機関の決定等

実施機関は、平成28年7月4日付け滋健福政第959号で条例第43条第1項の規定に基づき当審議会に諮問した。

当審議会は、平成29年2月23日付けで、実施機関に対し、「決定は、理由付記に不

備があり、取り消すべきである。また、実施機関は、審査請求人の平成 28 年 3 月 24 日付けの利用停止請求に対して、速やかに、改めて利用停止の可否を決定すべきである。」として答申（答申第 23 号）を行った。

実施機関は、平成 29 年 3 月 30 日付けで行政不服審査法第 46 条第 1 項の規定に基づき、審査請求に係る処分を取り消す裁決を行った上で、同年 4 月 18 日付け滋医福第 245 号で保有個人情報利用不停止決定（以下「本件処分」という。）を行った。

5 審査請求

審査請求人は、平成 29 年 7 月 27 日付けで本件処分を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法第 2 条の規定に基づき審査請求を行った。

6 諮問

実施機関は、平成 29 年 10 月 30 日付け滋健福政第 1304 号で、条例第 43 条第 1 項の規定に基づき当審議会に諮問した。

第 3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨（審査請求人の主張要旨）

本件処分を取消し、本件個人情報を〇〇市長に返還して、本件個人情報の利用を停止するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求書および反論書による審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 介護保険審査会に係る審査請求の争点は、住民票の異動日ではなく、被保険者の資格取得の時期であって、申請書の写しを取得したことは、何の根拠にもならないものである。
- (2) 行政不服審査法第 52 条第 1 項は、「裁決は、関係行政庁を拘束する。」とし、同条第 2 項は、申請に基づいてした処分が違法もしくは不当を理由として裁決で取り消された場合には、処分庁は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならないと規定していることおよび理由付記の不備により処分を取り消した判例に基づいて裁決をしたのであるから、処分庁は当該裁決を覆すことはできないものである。
- (3) 行政不服審査法第 9 条第 1 項ただし書の「条例に特別の定めがある場合」の審査請求は、既に審査庁が当審議会の答申を尊重し、裁決をしたことで終結しており、再度、当審議会に諮問することは、行政手続法第 3 条（平成 5 年法律第 88 号）に違反し、却下されるものである。このため、当該審査請求は、「条例に特別の定めがある場合」の審査請求には該当せず、審査庁は当審議会への諮問を取り下げた上、行政不服審査法第 9 条第 1 項本文により審理手続を行う者を指名し、行政不服審査会に諮問しなけれ

ばならない。

第4 実施機関の説明要旨

諮問書、弁明書および口頭説明による実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 利用不停止理由について

- (1) 申請書の写しに係る保有個人情報、条例第6条第1項第2号に該当し、適法に取得したものである。
- (2) 裁決に当たって指摘されたのは、理由付記の不備という手続の違法のみであり、行政不服審査法第52条第2項の規定に従い、改めて本件処分を行ったものであり、これは先に行われた利用不停止決定に係る処分に対する裁決を覆すものではない。また、同項の規定において、改めてしなければならない処分は、裁決の趣旨に従い、結果として先に取り消された処分と同一の内容の処分を行うことも許容されている。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方について

条例は、第1条で保有個人情報の利用停止等を求める権利を明らかにすることにより個人の権利利益を保護することを目的とすることを規定している。そして、条例第36条では、何人にも、実施機関が保有する自己に関する個人情報について、同条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該保有個人情報の利用の停止等を求める権利を保障している。

すなわち、条例第36条第1項は、何人も自己を本人とする保有個人情報が同項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができるとし、同項第1号イでは、条例第6条第1項または第2項の規定に違反して取得されたときは、当該保有個人情報の利用の停止または消去を請求することができるように定めている。

2 本件利用停止請求について

審査請求人は、〇〇市長が同人に対して行った介護保険賦課決定処分を不服として、介護保険法（平成9年法律第123号）第183条に基づき、同法第184条により設置された滋賀県介護保険審査会（以下「審査会」という。）に審査請求（以下「介護保険審査請求」という。）を行っている。本件利用停止請求の対象保有個人情報が記載された公文書は、審査請求人が〇〇市に対して提出した申請書の写しであり、実施機関は介護保険料の賦課決定処分の処分庁である〇〇市長から弁明書の添付資料として当該申請書の写し

を取得しているものである。

本件利用停止請求は、申請書の写しについて、利用停止が求められたものである。

実施機関は、対象保有個人情報と特定の上、その全部の利用を停止しない旨、決定しているが、審査請求人は、これを不服としてその利用停止を求めていることから、以下、本件処分の適否について検討する。

3 利用停止の要否について

実施機関は、本件処分に係る申請書の写しの取得および審査請求に係る手続は適法になされている旨主張していることから、以下検討する。

(1) 条例第6条第1項第2号について

実施機関は、本件処分に係る申請書の写しは、条例第36条第1項第1号イに規定する条例第6条第1項の規定に違反して取得したものではなく、同項第2号により適正に取得した旨、主張していることから、以下、同項の該当性について検討する。

ア 条例第6条第1項第2号の判断基準

条例第6条第1項は、個人情報を取得するときは、同項各号に掲げる場合を除き、本人から取得しなければならないと規定しており、同項第2号は、個人情報の取得について、法令等に基づいて取得するときは、本人以外から個人情報を取得できる旨が定められている。そして、法令等に基づいて取得するときとは、本人以外のものが実施機関に対して、個人情報を提供することが法令等によって義務付けられているときをいうほか、法令等が本人以外のものから個人情報を取得し得る根拠となると解される場合であって、そのことが、当該法令等の趣旨、目的等から判断して妥当と認められるときも含まれると解されている。

イ 条例第6条第1項第2号該当性について

本件において、審査請求人は、介護保険審査請求の事案では、住民票の異動日は争点になっていないことから、実施機関が〇〇市長から申請書の写しを取得したことは、根拠がない旨を主張している。

本件保有個人情報の記載された申請書の写しは、審査会の事務局である実施機関が、介護保険審査請求の処分庁である〇〇市長から改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第33条第1項の「処分庁は、当該処分の理由となつた事実を証する書類その他の物件を審査庁に提出することができる。」という規定により提出され、取得したものである。同項は、審査庁からの提出要求を待つまでもなく、処分庁に当該処分の理由となつた事実を証する書類その他の物件の審査庁への提出権を認めているものであり、どのようなものを「処分の理由となつた事実を証する書類その他の物件」として、いずれの時に提出するかは、当該事案の審査に必要と合理的に考えられる範囲で処分庁の判断に委ねられていると解される。そうすると、同項により、処分庁は審査庁に対して、処分の理由となつた事実を証する書類

を提出することができ、当然、実施機関としては、同項により提出された物を取得し得ることになる。

したがって、実施機関が申請書の写しを〇〇市長から取得したことは、条例第6条第1項第2号に該当し、本件保有個人情報条例第36条第1項第1号イに該当するとは認められない。

(2) 行政不服審査法に係る主張について

ア 行政不服審査法第52条に係る主張について

審査請求人は、実施機関が行った本件処分が、行政不服審査法第52条第1項および第2項ならびに理由の付記に不備がある処分に関する判例に反する旨、主張していることから、以下、検討する。

行政不服審査法第52条第1項では、裁決は、関係行政庁を拘束するとともに、同条第2項では、処分が裁決で取り消された場合には、処分庁は裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない旨が規定されている。このため、処分庁は裁決で申請拒否の処分が取り消された場合には、違法または不当とされた実体的理由または手続によらないで、改めて処分を行わなければならない。

先に行われた利用停止請求に係る決定について、当審議会の答申は、理由の付記が不十分であることを理由に取り消すべきという判断を示すにとどまっており、これを受けた裁決も、当該利用不停止決定の適否について実体的理由による判断を行っていないため、処分庁は理由の付記を適正に行った上で改めて同様の処分を行うことも許されるものである。審査請求人が自らの主張に援用する、理由の付記の不備を理由として処分を取り消すことを求めた判例も、以上と異なる趣旨をいうものではない。

イ 「個人情報保護審議会諮問通知書に関する意見」について

審査請求人は、反論書の中で「個人情報保護審議会諮問通知書に関する意見」として、本件審査請求を当審議会に諮問したことについて意見を述べているため、以下、検討する。

行政不服審査法第9条第1項ただし書は、「条例に基づく処分」について、地方自治の尊重の観点から、「条例に特別の定めがある場合」には、審理員制度を適用しないこととしている。そして、滋賀県においても、第三者機関である当審議会において条例によりその権限に属させられた事項等について実質的な審理が行われていることから、条例第42条の2において審理員に関する規定の適用除外を定めている。

本件では、先に審査請求人が行った利用不停止決定処分に対する審査請求については、当審議会が答申し、実施機関が裁決を行ったことにより当該処分は取り消されたことから、改めて実施機関が本件処分を行い、再度審査請求が行われたものである。したがって、本件処分も行政不服審査法第9条第1項ただし書の「条例に基

づく処分」に該当し、実施機関が当審議会に諮問したことは、何ら問題はないものである。なお、審査請求人は、実施機関が当審議会に諮問したことが行政手続法第3条に違反する旨を主張しているが、同条は同法の適用除外を規定しているものであり、主張として成り立たないものである。

第6 まとめ

以上の理由から、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第7 審議会の処理経過

当審議会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議した。

年 月 日	審 議 の 内 容
平成 29 年 10 月 30 日	・実施機関から諮問を受けた。
平成 29 年 12 月 12 日	・実施機関から審査請求人の反論書の提出を受けた。
平成 29 年 12 月 26 日 (第 119 回審議会)	・諮問案件の審議を行った。
平成 30 年 1 月 23 日 (第 120 回審議会)	・実施機関から保有個人情報利用不停止決定理由等について口頭説明を受けた。
平成 29 年 2 月 19 日 (第 121 回審議会)	・諮問案件の答申案の審議を行った。